

平成20年塩尻市議会6月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成20年6月13日(金) 午前 10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第7号 榑川浄水場築造設備工事請負契約の変更契約の締結について

議案第8号 市道路線の廃止及び認定について

議案第9号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出6款農林水産費、7款商工費

陳情平成20年6月2号 国営事業の存続に関する陳情

出席委員及び議員

委員長	五味 東條 君	副委員長	小野 光明 君
委員	永井 泰仁 君		
委員	森川 雄三 君	委員	中村 努 君
委員	太田 茂実 君	委員	白木 俊嗣 君
議長	中野 長勲 君	副議長	塩原 政治 君

欠席委員

委員 牧野 直樹 君

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

議会事務局長 神戸 保 君

議事調査係長 木下 博治 君

午前 9時59分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから6月の定例会の経済建設委員会を開催いたします。

なお、委員会終了後に協議会の申し出がありましたので、協議会を開催いたします。本日の委員会には、牧野委員が家庭の事情で今日欠席という申し出がありましたので、ご承知おきください。

それでは、副委員長より本日の委員会の予定を報告お願いいたします。

副委員長 委員会終了後の予定ですけれども、今回現地視察を予定しております。時間にもよりますけれど、榑川

浄水場、北部公園、四ヶ堰の進捗状況を見たいと考えております。それが3カ所か4カ所か時間次第ですが、そのような予定であります。

その後、5時45分から終了後懇親会。今回は委員会主催になりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 それでは、傍聴でございますが、まだ来てないようですが、一応これを許可することに異議ありませんか。来次第、入っていただくということにいたしますので、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、傍聴を許可いたします。それでは、理事者側からあいさつをお願いします。

理事者あいさつ

副市長 どうもおはようございます。何かとご多忙のところ6月議会の常任委員会、経済建設委員会を開催いただきましてありがとうございます。当委員会には、事件案件2件、予算案件1件等でございます。それぞれ担当の課長等から詳細な御説明を申し上げますので、慎重に御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。大変簡単ですみませんけれど、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。お世話になります。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、人事異動によって各部署で変更になった職員の紹介をお願いしたいと思いますので、順次お願いいたします。

〔自己紹介〕

議案第7号 榑川浄水場築造設備工事請負契約の変更契約の締結について

委員長 それでは議案の審議を行います。議事の円滑な進行のため、委員長に指名を受けたのみの発言といたしますので、議事進行の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案に入ります。議案第7号 榑川浄水場築造設備工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。

水道事業部長 5月1日より上水道課長を兼ねておりますので、その立場で御説明申し上げます。皆様のお手元にあります6月定例会の議案関係資料の17ページを開いていただきたいと思います。議案第7号 榑川浄水場築造設備工事請負契約の変更契約の締結についてということでございます。提案理由は金額が大きいということで、このとおりでございます。どのくらいの金額になるかといいますと、総事業費は12億6,980万4,000円でございます。この件につきましては平成19年の6月議会で債務負担行為をお認めいただきまして、事業を実施するということになっておりまして、既にお認めいただいている件でございます。この件の平成20年度分の工事、債務負担行為のなかで(4)の変更内容を御覧下さい。平成20年工事としては2億8,245万円でございますけれども、1,012万2,000円を増額いたしまして、変更後の金額が2億9,257万2,000円をお願いしたいということでございます。

変更理由につきましては、水源からの急激な原水流入変動対策のための電気設備工事を追加して行うものでありますということで、細かく今の内容を申し上げますと、それぞれ災害等に対応するため、特に、当初の設計当時では今の流量計等の設置は設計にございませんでした。しかし、平成17年の大雨災害によりまして、やはり安定的な浄化

をするためには設備的に不足であるという結論に達しましたので、着水井及び原水の原水流動管の部分に流量計を設置いたしましてそれを門前盤、操作盤のところにもその部分の操作をできる、要するに電気工事を実施したいということで、より災害時及び事故時における緊急対応を可能にするという、そういう追加工事でございますので、ぜひ御審議をお願いしたいと思います。

18ページをご覧ください。場所は奈良井宿のJR奈良井駅から西山のほうに登っていったところに既設の槽川浄水場があります。その敷地内の一部土地を買収しまして改築をすると。既存施設はすべて撤去して、新たにすべてを設置するという工事でございます。なお、債務負担行為でお認めいただいている部分につきましては、今の平沢の集落の半ば、中心から贅川までの送水管を設置いたしまして、現在あります簡易水道槽川浄水場と簡易水道の贅川浄水場をすべて廃止して、新しく今回お願いするこの統合槽川浄水場から1カ所から全てを給水するという、そういう事業の一環でございますので、よろしくお願いたします。私からは以上です。

委員長 質疑を行います。委員より質問ありますか。

白木俊嗣委員 総事業費は変わるのですか。

水道事業部長 今の申し上げた金額が12億6,980万4,000円がこれに伴う総事業費でございます。そのうちの今回の平成20年度の事業が只今申し上げた増工になる1,012万2,000円を増加したものでございます。総事業費は今の形の中で、当初の総事業費の中では、12億8,033万3,000円ですけれど、若干変わっております。

白木俊嗣委員 変更の場合、総事業費のそういうものは出さなくても良いのですか。総事業費が変更になったようなことは、報告しなくても良いわけですか。

水道事業部長 今私の申し上げている事業費は12億6,980万4,000円で若干減少しているということで、総額といたしましてはここにあるように。

副市長 それを入れるとおかしくなってしまう。これが総事業費ではありませんか。この築造工事の総事業費は2億9,200万円余の数字ではないのか。全体の事業費というのは12億いくらですが、御質問の趣旨はこの築造工事が2億9,200万円になるわけですよね。

そういうことを言わないと、最終的には債務負担行為の変更はいいのですかということになるような気がするのですけれど。

委員長 はい、部長もう一回。

水道事業部長 今の総事業費はというふうに質問でございましたので、総事業費は債務負担行為のときの金額は、今の先ほど申し上げましたように12億8,033万3,000円で、今回の今の変更によります総事業費というのは12億6,980万4,000円と申し上げたわけでございます。今副市長さんの言うように今回出しているこの工事で言いますと、平成20年度の工事は1,012万2,000円増工となりまして、2億9,257万2,000円になるということでございます。

白木俊嗣委員 口頭で聞けば、全体総事業費がどうのと説明してくれるが、今年の平成20年度の事業はこれで理解はするけれど、全体は、聞かれるまで表なりにして出さなくてもいいのかと聞いているのです。

水道事業部長 あくまでも平成20年度の契約という事の変更ですので、ここには出さなくてもいいのではないかと判断したわけでございます。

白木俊嗣委員 そうは言っても、総事業費が決まっているのなら、聞かれるまでもなく総事業費もこのように変更したということも、やはり文書で議会に示すべきものだと、私は思います。

副市長 少し説明に誤解があるようなので、総事業費というのは、部長のほうで説明したのは、この浄水場から全部配水管までを入れて、これは将来的には、今は贄川の水源と奈良井の水源と2つをやっているわけですが、これが非常に贄川の水源が弱いということで、今度1本の水源に変えて、そのために奈良井の上のところへ今既存の奈良井のほうへ給水している浄水場がございますけれど、それを少し容量を大きくして、その浄水場から平沢まで持っていくという事業をはじめているわけです。

その事業の中で、ここの浄水場の築造工事というのがございまして、浄水場の築造工事というのはここに説明してありますけれど、水源から取り入れてそれを浄水して出すという、その部分の工事請負契約というのを今まで議決をいただいて、2億8,245万でやろうということで今計画しています。ところが、今説明しましたように水位計とか動力計測盤とか原水流量計というのが必要になりますので、その部分を1,000何百万円プラスになってしまう、そういうことですので、前に議決をいただいてあります2億8,245万を変更させてもらって、2億9,257万2,000円の事業費でやりたいとそういうこととございます。で、その部分の契約変更の議決をお願いしたいということです。ですから、トータル事業費というものは、先ほど言ったトータル事業費というのは全体の事業の中の計画で進めているものですから、その部分変更は今かけなくてもいいという。債務負担行為の中ではやっているようですので、ここの部分は、ですから2億8,245万円は今まで議決をいただいてありますけれども、それに新たな流量計などがあるものですから、その部分の増工を是非お願いしたいと、そういうことです。

委員長 他に意見ありますか。

永井泰仁委員 これは技術的なことで、金額からいえば1,000万円そこそこですが、これは当初の段階で当然、入ってくる水の量、原水ですね、それからろ過して出てくる量との差とかいうものは必要になってくるのですが、原水流量計とか着水井はオーバーフローで流すでしょうけれども、当初のときにどうして計上されていなかったのか、その辺りの事情はわかりますか、技術的な事情は。

水道事業部長 当初は、割合災害の中で安定しているという、平成17年以前ですけれども、基本設計ではそういう過去のデータに基づいて設計がなされたということで、今回平成17年度の大災害を経験いたしまして、やはり今の導水管の流出等々40メートルくらいの流出があったという事で、それもわからなかったということで、今回それらの施設でやはり災害時のそういう故障等を判断できないのではないかとということになりまして、再度設計を見直した状況でこれからの安定運転等をするには、つけた方がいいということになりましたので、ここでお願いするわけとございます。

永井泰仁委員 これは、設計する基本的な問題としてやはり災害の大水の時、湯水で逆に水が少なくなった時に、どうやって早く対処して対応するかということが基本だと思うものですから、やはり設計の段階でできるだけ変更がないようなかたちで基本的な面については、チェックが必要だということと、今後贄川等の配水管の工事も出てくると思うのですが、これは当初設計の見込みの通りで、どうしても変更しなくてはいけない沢だとか何か、急にどうかしたとかいう要素は出ていますか。だいたい後は当初の通りですか。

水道事業部長 平成21年度以降3年間かけて配水管の工事に入るわけですが、現在国道敷きの布設について飯田国道工事事務所と設計協議をしておりますので、若干水管橋等の部分の変更が加わる可能性が出てまいりました。

ということで、おおよそそれが決まった時点でまた御審議をいただくという考えを持っておりますので、変更が起こる方が強いというふうに考えております。

永井泰仁委員 わかりました。

中村努委員 関連ですけれど、当初の工事請負契約をしたのはいつでしたか。

水道事業部長 平成19年6月の定例会でございます。

中村努委員 そうすると、この原因になっているのは平成17年の話ですよね。変更しなくてはいけない理由になった事態は平成17年の豪雨災害ですよね。それを受けて平成19年で請負契約をして、なぜ2年も経過した当初の請負契約なのにそのことが想定できなっただけですか。その辺を説明してください。

水道事業部長 当初は平成17年に設計した金額に基づきまして提出、要するに議決をいただいてあったということで、今回平成20年度事業のさらに見直しを昨年かけまして、協議した結果でここで平成20年度事業ということで。確かにギャップはありますけれども、その年度年度の設計をその度に見直して実施していきますので、そういう時間差のギャップは現れてくるということになります。

中村努委員 その辺の技術的な判断ですが、どの時点で変更が必要かという判断を専門的なことでよく分からないのですけれども、変な見方をすると、最初からいずれはこういう追加工事が必要になるということを見込んだ上で、安い金額で最初は契約をとりあえずしておけというふうに見られる場合もあるので、その辺りの経過ははっきりとさせていただきたいですし、この問題に限らず、工事請負契約をしたときに、私の記憶している範囲の中では、例えば今泉テクノヒルズの造成地の補修事業というのもありましたし、また堅石の汚水幹線の地盤の問題もあって、設計者の責任と施主である市の責任、そこが契約時に非常にあいまいでどちらに責任があるかというドロドロの議論をした上でこのような変更になるのなら分かるのですけれど、あとから設計者からこれこれこうだというようなものが出てきて、専門的な判断をゆだねてしまってこういう契約につながっているのではないかというふうに感じてしまうのですけれども、その辺設計者の責任と市の責任の協議をどういうふうにしてきたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

水道事業部長 前任者がいけませんので、当初の平成17年頃の協議の内容をここで申し上げるわけにいかないかと思えますけれど、先ほど私、少し間違えておりました訂正させていただきます。大雨災害は平成18年7月ですので、その部分を訂正させていただきます。どのような形で設計協議がなされてきたかということでございますけれども、当然一番元になるのは設計するのにどのような浄水場を造る、種類の浄水場を造るということは、当然水源が一番大元になります。水源をどこに求めて、その水質がどうか、それによりまして浄水の方式が決まりますので、その方式に決まったところで現在の今の浄水場の設計がなされた。という事は最新のろ過方式のセラミックの膜ろ過方式という、そういうろ過機を使いまして浄水をしていくということでございまして、その災害の件でございますけれど、当初、導水管がそのような災害に見舞われて流出するとかそういうことはないだろうというかたちの中で、設計がされたと私は推測をいたします。しかし、平成18年7月の大雨災害によりまして、今の市道に埋設されております導水管が、今の河川の護岸の崩壊によって40メートル余が決壊してしまったということにかんがみまして、再度設計を見直したという事の中で、今のこのような、原水計を設置いたしまして床尾浄水場で24時間監視しておりますので、そこで早急ないち早い状況感知をしていったほうがいいのではないかという形の中での変更でございます。

中村努委員 要は、設計者と市とその責任ということになれば、設計者には責任がなくて、それはやむを得ないの

だという判断と、これは設計時に当然見込んでしかるべきだという判断を、どなたがどのようなかたちでやっているのか。この工事に限らず、副市長、何か決まりがあったら教えてください。

副市長 それは工事ごとに現場の担当と設計者と詰める問題であろうかなと思います。そしてそのときに予見できないような事態が生じた場合には、それぞれ協議させていただいて、やっていかざるを得ないのかなと、そんな具合に思われます。

中村努委員 では確認しますが、今度はこの工事について、平成19年の請負契約の時には予見できていなかったという解釈でよろしいわけですね。

水道事業部長 その時点では変更までに、今の着水井、それから原水の流量計の変更までには至っていなかったということでございます。

白木俊嗣委員 平成18年7月に災害があって、それが平成19年、20年でしょう。その設計の段階で災害が生かされていないなんて、そんな答弁は駄目ですよ。当然、そういう災害があったから今度はこのように浄水場をしなければという話になって、私たちから見れば、業者からこんな設計をやらなくてはいけないと言われれば、皆さんはその設計ができないから、言われるままになって設計額を増やしていかざるを得なくなってしまう、これでは。だから、災害を生かして平成19年度の段階で、その辺のところもしっかり設計者と話をして設計されたものだとは私たちは理解しているのに、こういう設計変更も出てくれば、何もそれが生かされていないという解釈ではないか。業者から言われるままに工事でも何でも増やしていくのかという、そういう議論になってしまいますよ、これでは。

水道事業部長 今のこの全体の設計がされたのは、災害前でございます。それを、今の形の中で平成19年6月に議会にお認めいただいて、その間に提案するその金額、設計内容をその前にチェックできなかったかという事でございますので、その時点では今の災害に基づきまして、平成18年の災害に基づきまして、全体を今の見直した中の提出を、要するに議決を受けるには、そこまではいかなかったと私は感じております。

白木俊嗣委員 平成18年7月の災害が、平成19年の段階で生かされなかったというような設計は駄目ですよ。私たちはくどく言いますが、これでは業者に言われるままということではないか。平成17年に設計はしてあっても、平成18年に災害があって、平成19年に契約しているのですよ、これは。では、平成18年の災害は全然活かされていないではないですか。災害があったからこそ浄水場だってやる気になったのでしょ。それ以前からやる話はあったけれど。あったけれど、その中でどうしてもやらなければいけないと大雨のときの対応をしようと思って平成19年の設計の段階では、皆さんの頭の中にあっただと思います。それが全然生かされないで設計されて、平成19年になったからと言って、業者から言われるままにこのような設計をするなどということは理解できませんよ。そうではありませんか。

委員長 答弁を求めます。

水道事業部長 確かに言われるとおりその間1年くらいありますので、言われるとおりだと思います。しかし、ここで築造に当たりまして、ぜひそのような災害対応も参考に、経験をこの施設に十分生かさせていただきたいということで、今回このように変更をお願いするわけでございますので、是非お認めをいただきたいと思っております。

白木俊嗣委員 もう1回、最後に。言うことはわかるけれど、ただ、大きい災害があったにもかかわらず、その時点でこういうものが生かされないなどということは、早く言えば、職員の皆さんがたるんでいるということだと思います。その辺のことをきちんとやってもらわなければいけないということです。

委員長 要望ですね。

太田茂実委員 先ほどから聞いていますと、急峻な地形のために出水、要するに災害によって出水したということによって今回のことになったと思います。だけど、もう少し早く対応出来るのではないかと私も思いますし、この前、この件とは違いますが、郷原地籍で雨水幹線のときに地盤調査が不備で何億円かの増工がありましたよね。そういうことは既に地盤調査をしているし、これについても急峻な地籍だということで、そういう災害があっても現実にそういう問題が出てきたわけだから、早めに対応していくということが、どうしても必要だと思います。それが、2年も経過した今になって出てくるということに皆不自信を抱いていると思います。その辺のところをきちんとして今後は対応して欲しいと思います。これは要望ですけど、業者の言いなりでどんどん増工が出れば良いという、そうするとたいした問題もなく通っていってしまうということですから、各担当も十分対応して欲しいと思います。やはり精査をして対応しなければいけないと思います。皆さん方のほうがプロだから。私も、たまに水道のことを言われてもよく分からないけれど、言うからにはそう思う。

森川雄三委員 1点確認ですけど、先ほど、完成が平成24年という事を言っておられたように思います。この工事は、最終完成はいつになりますか。それから今言われた工事関係ですけど、今まで贅川の原水から贅川地区は入れていたのを、今度は奈良井の浄水からつなげるということの中で、配管をつないだときに、現在の配管で大丈夫なのか、管を変えていかれるのか、またそのときになって今言われたような入れたところが出水したとか、破損したとか、ということがあってはまずいかなと思いますので、その点も含めてお願いしたいと思います。

水道事業部長 最終完成年度は平成24年を予定しております。平成21年度から23年度までが、平沢の集落の中心から今の贅川地区への配水が、今申されたようにビニール管等でございますので、それを改修しましてダクタイル鋳鉄管にして贅川の集落まで全て改良していきたいという予定です。平成24年が今の取水門の改修ということで、最終的には平成24年の全ての工事が、完了予定という計画でございます。ただ、心配するのは今の管改良も含めまして、19号線の舗道を利用した中での管改良本管の敷設を贅川地区まで実施しますので、今の19号線の改良がどのような形になるかによって若干前後することも考えられますので、一応計画としては平成24年終了という事を申し上げておきます。以上です。

太田茂実委員 私、素人でよく分かりませんが、今の送水管にしても急峻な地形ですよ、そんなことを言っただけで、榑川村には悪いけれど、どこかに管などは一緒になっているのではないですか。管を入れなおすようなことで良いのですか。

水道事業部長 それぞれ贅川地区に行くまでには、ポイントポイントには配水地もございますので、その配水地を経由してさらに配水管でいくこととなりますので、その部分につきましては水量的圧力的な問題の調整は、そのような中継的な配水池で、既存の配水池で調整しておりますので、それはクリアできると思います。

委員長 ほかに意見ありますか。

では、議案7号につきましてはきちんとこれから対応して欲しいということで、原案の通り認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め議案7号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第8号市道路線の廃止及び認定について

委員長 続きまして、議案第8号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

都市づくり課長 それでは引き続きお願いいたします。議案関係資料の20、21ページを御覧いただきたいと思っております。今回お申し込み資料につきましては、2の概要に記載させていただいております。1つは国道19号線の北拡幅に伴うものでございまして、平成20年3月25日に620メートルが供用開始になりました。その関係で4路線の延長が短くなるということで、改修をし、改めて認定をお願いいたします、というものでございます。

それから(2)でございますが、高出保育園の建設に関しまして、この建設と併せて設置しました道路、この部分について認定をお願いしていきたいというものでございます。

それから(3)でございますが、開発行為等によりまして新たに市のほうへ移管された部分について、市道に認定していきたいという2路線でございます。

それから(4)の部分につきましては、宗賀平出地籍にあたりますけれど、区長を通じて地区要望で上げられた部分、これを市に寄付対応になりまして、この部分について認定をしたい、そういうものでございます。

参考のところでございます今回の廃止及び認定の部分で、路線数としましては累計で2,402路線になります。総延長では88万3,129メートル、このようになっているものでございますので、お願いします。

以下22ページ23ページに国道19号北拡幅に伴う4路線の再認定でございます。24ページでございますが、24ページにつきましては保育園の東側の路線、これが今回新たに認定をお願いするものでございまして、その北側の部分につきましては、前田産業の南側になりますが、開発行為により開けられた道路でございます。それから25ページにつきましては、広丘小学校の北の位置になりますけれど、これも開発行為により市に移管されてきた部分です。これを市道認定をかけていきたいというものでございます。26ページを御覧いただきたいと思いますが、この分につきましては地区のほうからの要望もございまして、市のほうへ移管されてまいりました部分、延長40メートルでございますが、これを市道認定をお願いしていきたい。以上でございます。よろしくお申しいたします。

委員長 質疑を行います。委員より質問ございますか。

太田茂実委員 認定の中で、道が狭いものがあるが、3.4とか3.0とかという幅員のままで認定するのではなくて、後退すればここまでですよ、そういうことを所有者に理解してもらうことはできないのかな。もしそうすれば何とかしてくれるのではないかと思う。このまま認定してしまうから、市の市道で。権限を主張されてしまうのではないか。

都市づくり課長 太田議員からは、従前から道路については4メートル以上のものをというお話もいただいておりますけれど、現在新たに認定していこう、新規に認定をしていくという部分につきましては、4メートルというものを1つの基準として設けていきたいということで進めておりますが、昔からある道路につきましては、なかなかその時点で4メートルないと認定は出来ないと。これは現実的に維持管理、道路としての機能を維持管理をしていく部分の中では非常に難しい部分でございまして、改良等機会のあるごとに従前部分につきましてはお願いをしているところでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。以上です。

大田茂実委員 私が理解するのではなくて、将来的にそうしていかないと。いつまでたってもこれで認定してしまうと、これはもう市道、私の土地はここまでだという権利関係をいつも持っているわけですから、本来は4メートルなければ駄目ですよというようなことを認識して、プラスチック杭でも何でも入れるようなことをしていけば、ある

程度認識してくれるのではないかと思います。このまま認定していってしまうと、今度は側溝を入れるとか、すぐに市議員のところにくるから。その側道まで側溝を入れてしまうと、もうそこまでで下がりほしくない。それで困ってしまう。本来は元の偉い人でもそうしている人も結構いるけれど、私の周りもそうだけれど。側溝を入れる場合には、絶対に4メートルなければ駄目だということにしていけないとまずいと思う。そういうことを協同のまちづくりではないが、住民の皆さんに意識してもらってやっていかないと、いつまでたってもいいまちなみというか、道路整備が出来ないと思うのです。

委員長 答弁を求めます。

都市づくり課長 災害等々のことも想定すれば、本当に4メートル以上というのは望ましいということは私どもも重々承知しておりますが、なかなか行政側から規制といいますか、強制をできる部分でもございませんので、機会あるごとにお願いをしながら、出来るところから順次進めさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 他に意見ありますか。

小野光明委員 道路の補修といいますか、維持管理の現況ですが、今回も専決処分で損害賠償が、舗装のくぼみで損傷して支払うというようなことがちょこちょこ、だいたい毎回のようにあるのですけれど、まず市道の維持管理はどんなふうになっているか教えてください。

建設課長 維持管理につきましては、パトロール2名毎日100キロメートルから150キロメートルくらいは回っておりまして、その都度、手入れをしております。それから、市民からの通報もございましたら、直ちにまた対応しております。全体に早い処理で対応するように進めております。

小野光明委員 今回の報告5号の関係は、ものによるでしょうけれど、舗装のくぼみを分かっているこういう事故が起きたのか、それとも全くわからずに起きたのか、どういうことになるのですか。

建設課長 管理の係長のほうから。

管理係長 今回の損害賠償の提訴事件につきましては、道路コンクリートのくぼみになるのですけれど、今回、冬期の凍み上がりによりまして、水道の取り出しの工事をした部分がだいたい3メートルまっかくぐらいで杭を組み込んである、その周辺部の既設の市道部分が凍み上がって、上がってしまった。という事の中で、最初に水道工事をした部分は全く変わらず凍み上がらなかったのですけれど、周りが凍み上がってしまっ、結果的にそこがくぼんでしまった。そういうところですので、いわゆる道路に穴ぼこが開いているとか、そういうイメージのものとは少し形が違うのですけれど。そここのところに段差が生じてしまいまして、そこに走行した車がちょうど前面の下のフロントバンパーの下を破損してしまいました。そういう事例です。

小野光明委員 これまでにいくつかあると思うのですが、だいたいこういう損害賠償があったところというのは、市のほうも把握していてその対応が出来ていないのか、どういう状況にあるのですか。その事故によって道路の破損を発見したというよりも、ほとんどはわかっているけれども、工事が追いつかなくてこういう事故が起きているのか、どういう状況にあるのですか。

建設課長 係長のほうから。

整備係長 うちのほうへ市民の方からこういう事故があったけれども、お申し出いただくものにつきましては、その事故があって、ああそうなんだ、と。今回の賠償につきましても、確かに現地に行ってみると、確かに盛り上がっていると。道路にボコッと穴が開いているとか、そういうものではなくて全体に道路が上がってたまたまそこに段

差が生じた部分でありますので、今回事故になっているということになっています。ほかにつきましても、最近ですと、補修で認識していて、それを放置してその結果事故が起ってしまったというような形のはあまりございません。たまたまパトロールの間隙間というのかそういうものとかそういったものはありました。ですから、今のところ100対0になるようなものはちょっと。今回のものについて一番悪質だろうと。そういうようにして賠償事故が生じているということです。

白木俊嗣委員 市道の廃止、認定ということは理解するけれど、私は、今年3月の予算の時も聞いたけれど、現実的には廃止、認定してくれてもいいけれど、実際に市道は大分傷んでいるのですよね。私たちも要するに地域の中からあそこはこうだ、どうだと相談も受けるけれど、道路維持費が7,000万円ばかり減額になりましたよね。あの時副市長がいたので聞いたら、地域の要望はやっているという話だったので良かったけれど。全部要望が出来るものでもないが、そういう中で緊急を要するところが結構あるのです。そういうところはせっかく認定しても、市道にふさわしくないようなところが結構あるので、そういうところはいけないときは、補正でも何でも組んで対応して欲しいと思う。今度は部長から、そういうものについての対応をどのように考えているのか、聞かせてもらいたい。

建設事業部長 今年の3月に議員さんからその御質問をされまして、副市長から御答弁をさせていただいているわけですが、この前もそのようなお話をさせていただきましたが、私どもも出来るだけ、今厳しい財政の中では、1つの方法として国の補助事業、まちづくり交付金みたいなものがあるものですから、そういうところ出来るだけ入れて対応出来るものという目線の中で、この前も少しお話ししましたが、高出だとか大門の側溝整備はそういうようなことをやっているわけでございます。そんなことで、私どもはそういう目線で、少しでも単費が減る部分の補てんは国の補助もなんとかということで努力をしているつもりでございます。そんな中で、言い訳じみてまことに申し訳ございませんが、私は今の職の中で他地区に行ったときも、そういう目線で道路を見させていただいております。昔は国道や高速道路はほとんどひびが入るということはあまりなくて、亀の子になっている舗装は昔は見なかったような気がいたしますけれど、最近は国道とか高速度道路も、ある程度になってこないと補修をしないというような現状ですし、他の自治体行っても結構舗装も傷んでいるような気がします。それがいいということを言っているわけではございませんけれど、大変どこの自治体も厳しくなっている財源の中では、できるだけ限られた予算の中でパッチだとかをやっていくというようなかたちの中で、当面舗装なども、本当は路盤なども全部改修しながらしていければいいのですけれども、そういう目線ではなくて、とりあえず舗装をはぐだけにして、また舗装をかけさせてもらうとか、そのようなことをしながら、限られた予算の中で最大限努力しているつもりでございますので、その辺は御理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

白木俊嗣委員 部長たちが努力していることは理解するけれど、まちづくりの補助金を取り込んでどうのと、理解するけれど。現に市道を見ていると、終戦後の民家の屋根みたいなものだ。いっぱい継ぎはぎで。ああいうものを見ていると、小野議員が言うように、少し雨が降るとすぐに掘れる。すると事故につながってくると思う。やはり一番の生活道路なので、それについては地域から強い要望があればそれなりの対応をしていただいて、金がなければ、皆さんは捻出することが上手だから、議会に出してさえくれれば、私たちは議決するので、私はそのくらいの対応をしてほしいと思います。

委員長 ほかに意見ございますか。

それでは議案第8号市道路線の廃止及び認定について、原案の通り認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第8号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。
ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

議案第9号平成20年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中 歳出6款農林水産費、7款商工費

委員長 それでは、再開いたします。

次、議案第9号平成20年度塩尻市一般会計補正予算（第1号）中 歳出6款農林水産費、7款商工費について説明を求めます。

農林課長 それでは、予算書9、10ページをお開きいただきたいと思います。6款農林水産費の7目ですけれど、農地費20万円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、農地・水・環境保全向上対策交付金ということで20万円でございますけれど、これにつきましては、平成20年度、本年度から5年間にわたってですけれど、上西条になります。農地20.6ヘクタールを対象にしまして、国点検を予定して、農地、水、環境の良好な保全、質的な向上を図るということで、例えば、水路の泥上げだとか、草刈り等をはじめとする地域ぐるみの協働活動を支援する。この事業に取り組むことになりましたので、この事業に要する経費の4分の1を負担するというものでございます。以上でございます。

ブランド推進室長 それでは、その下の、7款商工費、5目の地域ブランド推進事業費をお願いいたします。200万円の補正でございますが、それにつきましては、塩尻ブランド推進連絡会議の下部組織であります地域ブランド推進活動協議会への負担金でございます。地場製品のプロモーションやマーケティング活動等行うための負担金でございます。構成員につきましては、市を含めて13団体で構成されております。以上でございます。

観光課長 それでは、7款商工費の6目の観光費について御説明いたします。この工事費の補正増でございますが、まず7、8ページの歳入のほうを御覧いただきたいと思います。20款諸収入、5目の雑入のところに、42万5,000円ということで、看板の破損補償費というものがあります。これは1月の下旬に、塩尻の西口駅におきまして、加害者が人を避けるためハンドル操作を誤って車両事故が起きたということで、看板が壊されてしまったということです。これに伴う補償金であります。

それに基づきまして、9、10ページのほうで説明させていただきます。まず、只今、歳入のほうで御説明いたしました。車両事故により看板が壊されてということでありますが、折しも駅の西口は、本年度事業で新たに新規の看板を計画していたところであります。この事故によりまして、看板設置について再検討しました。古い看板でもありましたので修繕しても完全とはならないことや、駅の西口の市営駐車場も整備されたこと、また人や車の利用も高まるなど、形態や環境がかなり変化していることなどを考え、この際、西口の今後の整備も視野に入れ、先を見越し、修繕ではなく撤去することがよいかということで判断し、今回、工事をしたいということで予算計上しております。本年度予定しております看板設置工事に併せて、撤去するための20万円の補正増をお願いするものであります。なお、この補償金でございますが、受け取った42万5,000円、これを今回の撤去費に伴う補正増の20万円に充て、

更に、残りにつきましては、当初、工事費一般財源にあったところに充当させていただくというものでありますので、よろしく御審議を賜りたいと思います。以上です。

委員長 では、質疑を行います。委員より、質問ありますか。

中村努委員 地域ブランドということで、桔梗ヶ原ブランドのことで以前にも提案したことがあるのですが、やはりブランドというからには、そこに住んでいる方が誇りに思わなければブランドにならないわけで、そういう意味で、塩尻市が桔梗ヶ原ブランドを作るにあたって、どこが桔梗ヶ原なんだというしっかりしたものではないけれど、ある程度の線引きをして、住んでいる方にも自分は桔梗ヶ原にいるという意識啓発も必要ではないかという質問をさせていただいたのですが、そういった研究というのは、地域ブランド推進活動の団体の中でも行われるのでしょうか。

ブランド推進室長 ネットワーク会議のほうでは、いわゆる平成19年度のところで確定をしました見分けのシンポジウムの班でそういったものをやるわけでございますけれど、今、本会議でもお答え申し上げましたが、塩尻ふるさとピン、これは仮称でございますが、これも現在ある産品見分けという中で、選定をしてもらうという形で進めております。その中で、単なる産品、商品だけを出していても、なかなかニーズが出てこないということで、そういった産品に対する物の体制ですとかコンセプトをネットワーク会議の中で検討しております。そういう中で、市民やそういったいろいろな活動をされている団体とも連携を組み合わせながら、そういった形で今言われました桔梗ヶ原に限らず、いろんなところでそういう市民の誇りですとか、愛着、そういうものを醸成してまいりたいという形でもって、今2回開催いたしまして、その中で検討させていただいております。

中村努委員 なぜ、線引きの話を出したかと言いますと、桔梗ヶ原ブランドということはイコール、ブドウ畑をイメージするのです。ブドウの郷づくり事業をやっているのだけれど、後継者がいなくて、どんどん、どんどんブドウ畑がつぶれていって、ブドウの郷づくりが実質的に後退しているのではないかということもあるので、しっかりそういうエリアというものを決めて、景観であるとか、ブランドを守るための支援はしっかりしていかないと、歯止めがかかっていけないと思うものですから、そんなことにもつなげて、ぜひやっていただきたいと思います。要望でいいです。

森川雄三委員 ブランドの関係ですが、今ご説明でこの200万円は推進団体というのは今、13団体あるというようなお話なのですが、いわゆる費用弁償的な補正ですか、これは。

ブランド推進室長 200万円の内容につきましては、いわゆる今申し上げました地域産品のブランドという形の中で、とにかく徹底的に産品を売っていこうという形のものがこのうちの約30パーセント。それから消費者に、試販、試食といいますか、試飲ですか、そういった形、これが約2割くらい。それからPR活動ですね。実は、先月大阪にまいりまして、その折に大阪事務所のほうで塩尻のワインを非常に好んでいる方がいらっしゃる、レストランのオーナーでございますけれど。それで、日刊現代というタブロイド紙版の新聞がありますけれど、その関西版が約32万部売るといっている中で、そこに塩尻市のワインと観光をPRしたいという形で提案がありまして、それもやっていこうと、今年の来月7月から8月にかけて、日刊現代のレポーターによるレポートをしていただいて、紙面、1面、だいたい普通ですと100万円ほどかかるところですけれど、割安にやっていただけるという形で、県の費用も若干含めまして、その辺のところも予定しております。後は、市場調査をしていくという形の中で、それが約2割くらいありますけれど、これもいわゆる大都市、首都圏ですとか、中京、大阪方面での市場調査もいわゆるコンサル等による専門的な調査もしていきたいという形で構成しておりますので、費用弁償というものに関しましては、そういった

プロモーションにまいります職員、そのネットワーク会議、協議会の職員の旅費、宿泊等でごさまして、それが約1割から2割くらいになるというふうに見ております。以上でございます。

森川雄三委員 要は、ブランドで塩尻市を売るというなかにおいては、今お話のこういう金額、200万円ばかりでは本当に私は少ないなと思います。本当に塩尻市を全国に発信をさせるというのであれば、ぜひ思い切ったPR方法とか、時にはタレントでも使って塩尻市を一気に売り込むとか、そういうことももしかしたら必要ではないかと考えますので、ぜひ来年は寂しいような予算ではなくて、しっかりつけてもらって、塩尻ブランドを確立していくよう要望しておきます。1つ、お願いします。

小野光明委員 観光施設の整備工事で看板が破損したということですが、この看板は、どんな看板だったのですか。

観光課長 西口の駐車場がありますけれど、市営駐車場。その花壇の中にある看板であります。

小野光明委員 中身、どんな看板なのですか。

観光課長 その壊された方ですか。

小野光明委員 ええ。

観光課長 ワインのボトルのような形をした看板です。ちょうど正面降りたところの道路を挟んで向こうにあるものです。

森川雄三委員 あんなのにぶつけたんだ。

観光課長 ええ。

森川雄三委員 たいへんなんだ。

観光課長 観光というより、西口周辺の地図を出してある看板です。

小野光明委員 撤去するというので、それに代わる看板は特に作らないのですか。

観光課長 先ほど少し申し上げましたように、新年度予算で西口にあの周辺の看板を作ることで予算計上してあります。ところが、看板2つということで、設置場所についてまだ検討したのですけれど、この事故で、少し中身をもう一度見直そうということで始まりました。先ほど言いましたようにだいぶ西口の利活用が変わってきまして、駐車場が整備されたり、人、車の出入りが結構激しいことや、今回も事故ということもあって、非常に見にくい場所ではないかということで、撤去をしながら、今まではそれを基本にしながら周辺を考えたのですが、今度はそこも含めて、駅舎も含めて全体の中で今、再検討しているところです。いずれにしましても、近いうちに工事といいますが、設置の準備を進めたいと思っております。以上です。

小野光明委員 そうすると桔梗ヶ原ブランド、先ほどからの話にもつながってきますけれど、その辺も明確に打ち出しながら、マップでもそういうルートに乗っけていくということでもいいのですか。

観光課長 実は、平成19年12月、1月頃の予算のときでありましたので、まだブランド推進室が経済事業部にくるという部分がわからなかったときでありますので、私どもがここに構築準備したのはあくまでも看板整備、あるいは誘導サインを想定していたものでありますので、こういう書き方になっておりますけれど、これからは、多少ブランド推進室と協議しながら、名称等も変えながら、今言ったような地域のブランド作りといいますが、エリア作りにも関わっていきたいと思っております。以上です。

委員長 よろしいですか。

それでは、議案第9号平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第1号)中 歳出6款農林水産費、7款商工費につい

て原案通りに認めるに異議ありませんか？

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第9号は、全員一致をもって、可決するべきものと決しました。

陳情平成20年6月2号国営事業の存続に関する陳情

委員長 つづきまして、陳情に移ります。では、陳情が1件ありますので、平成20年6月2号国営事業の存続に関する陳情について、説明を求めます。農林課。

では、事務局で。

事務局 国営事業存続に関する陳情につきましては、19市の状況を調べましたが、松本市さん、安曇野市さん、それと塩尻市ということで、今、3市で受理されております。松本市につきましては6月12日の委員会で採択をされています。安曇野市につきましては6月11日の委員会で採択されまして、意見書ということになっております。以上であります。

委員長 そういう状況でございますので、委員より質問ありますか。

中村努委員 国営事業の必要性は理解していますし、しっかりやっていかなければいけないということは理解いたしますが、そんな中で、地方分権改革推進委員会での国の地方支部局の廃止、縮小の方針ということも、これは国民的な議論の中では進めるべきというような感じを受けていますけれど、いわゆるこの国営事業を実施するにあたって、この機関、組織として、どうしても現場としては必要だということか、正直なところを教えてくださいののですが。

農林課長 確かに、国の地方分権改革の中では、地方局ですけれども、廃止するべきという案が出ております。その内容については、全国知事会のほうにも意見を求められておまして、可能なものについては地方に委譲するということなのですが、ただ、国の農林水産関係の事業に関しては、統括事業等もありますので、そういうものは引き続き検討するといいますが、国がやるべきではないかというような意見も添えられております。そういう中で、私どもの中では、考えたときに現にこの中信平においては、国の国営事業ということで今、梓川頭首工をはじめとした国営事業ですけれども、実施されておまして、一応平成25年までということでございますけれど、その中の主なものについては、指定工事ということで平成20年までには終わることにされております。本来、食料の安定供給というものは国の責任でやるべきものでありまして、それを、その礎となる基盤整備ですけれども、大きなものについては国が今まで直接関わってきたという部分もございます。確かに維持管理等も含めてですけれども、地方に移譲出来る部分というのはありますけれど、この施設というのは一度作ってしまえば終わりということではなくて、その後随時の維持管理、更新等も必要となりますので、そういうものを実施する際に、新たにまた予算、人員等の確保ということになれば、すぐに対応できるというものでもございませんので、私どもの立場とすれば、出先機関については、必要なものについては存続をしていただきたいですし、それに伴います地方農政局についても存続していただきたいと考えております。

中村努委員 そうすると、国が地方組織を引き上げて、県なり、市町村なりにその管理を渡されたら、これはもたないという解釈ですか。

農林課長 ただ今やっております中信平の2期の事業でございますけれど、ああいうようなものに関しては、県が実施できるというような規模のものでは、正直いってございません。ですから、国のほうできちんとして、そ

う事業をやっていただくということで、その予算、人員等については国で当然確保していただくということになると
思いますけれど、それはすぐには、委譲したということで対応できるものではございませんので、私どもとすれば、
存続をお願いしたいということでございます。

委員長 いいですか、いかがなものでしょうか。

〔「採択」の声あり〕

委員長 採択という意見がございましたが、いかがでしょう。

太田茂実委員 ちょっと聞くけれど、この理事長の職務代理人ということは、今まで理事長は上條さんだったので
したか。

農林課長 中信平土地改良区連合というのは、中信平の3市1町2村の中の5つの土地改良区でございます。主に
はたくさん水を利用したという部分ですけど、今まで上條光人さんが理事長ということでございましたけれど、亡
くなられて、その後6月23日くらいですか、まだ任期があるということで、その間については今の職務代理と
いうことで、梓川の改良区の理事長 長谷川さんが務めておいでになると思います。

委員長 いいですか。それでは、採択という意見が出されましたが、いかがでしょう。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 よろしいですか。異議なしということで、平成20年6月第2号陳情につきましては、採択ということに
決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審議は終了いたします。

なお、当委員会の審査結果報告書及び意見書案の原案につきましては、委員長に一任願いたい、いかがでしょう
か。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。それでは、閉会中の審査についてお願いします。

経済事業部長 閉会中の継続審査についてお願いを申し上げます。経済建設委員会にかかわる経済事業部、建設事
業部、水道事業部にかかわる案件につきまして、閉会中も継続審査をお願いするものでございます。よろしくお願
いいたします。

委員長 理事者からあいさつがあればお願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 それぞれ慎重な御審査をいただきまして、原案のとおりお認めいただきましてありがとうございました。
特に契約等の関連につきましていろいろ御指導賜りましたので、今までも変更契約等につきましては慎重に対応させ
ていただいているところでございますけれど、一層慎重を期してまいりたいと思いますので、よろしくお願
いしたいと思います。どうもありがとうございました。

委員長 以上で、6月定例会の経済建設委員会を閉会といたします。

午前11時28分 閉会

平成20年6月13日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 五味 東條 印